

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和4年6月24日第23回中種子町農業委員会総会を中央公民館1階・小会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

鳥居幸洋・梶原誠・濱田英樹・鮫島安平

中崎和行・花野進・上妻廣美・鎌田正司

秋田澄徳・森山昭市・永浜三津子・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・梶原哲朗・増野幸孝・松原浩則

美原康幸・平山信一郎・池山久志・塩浦守男

3. 欠席委員

中島秀人

欠席推進委員

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 非農地証明願いについて

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和4年第23回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございます。本日は、3番中島委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、全員出席しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、5番濱田委員、6番鮫島委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明致します。所有権移転8件、筆数12筆、面積27,130㎡、田1,732㎡、畑25,398㎡。計、件数8件、筆数12筆、面積27,130㎡、田1,732㎡、畑25,398㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

(議長)順位1について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)はい、本日は、担当調査委員が欠席のため事務局から説明致します。議案第1号順位1について説明を致します。去る6月4日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在が大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積〇〇〇㎡です。譲渡人が住所 鹿児島市〇〇〇〇番〇〇-〇〇〇〇号、〇〇〇〇〇さん。譲受人が住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張で、売買価格は8万円となっております。場所につきましては、3ページをお願いします。〇〇〇集落にある〇〇〇さんの〇〇施設から〇〇方面に〇〇〇mほど向かったところの左側になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の13番永浜委員から説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番永浜です。議案第1号順位2について説明を致します。去る6月11日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在につきましては、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇㎡です。譲渡人、住所 東京都〇〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇〇〇さん、譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。売買価格は10万円となっております。場所につきましては、県道〇〇〇十文字を〇〇に向かい、左に〇〇〇mほど行った〇の奥の畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の1番鳥居委員から説

(議 長) ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。次に順位 8 について、担当調査委員の 1 番鳥居委員から説明をお願いします。

(1 番委員) はい、1 番鳥居です。議案第 1 号順位 8 について説明を致します。去る 6 月 12 日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在につきましては、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇-1、地目畑、面積〇〇〇〇㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さん、譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が離農、譲受人が相手方の要望で、売買価格は 100 万円となっております。場所につきましては、国道を〇〇から〇へ向かいまして、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の手前の十文字を〇折します。〇〇〇方面へ〇〇〇m ほど行った所の左手の最初の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議 長) ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第 1 号については、許可することにご異議はありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号「農地法第 3 条申請について」の所有権移転 8 件については、許可することに決定しました。次に、日程第 4、議案第 2 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の 9 ページをお願いします。議案第 2 号非農地証明願いについて説明致します。申請者が同一で場所も近いため順位 1 と順位 2 について一緒に説明致します。順位 1 については、土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番、地積〇〇〇㎡、同字〇〇〇〇番 1、地積〇〇〇㎡、同字〇〇〇〇番、地積〇〇〇㎡、同字〇〇〇〇番、地籍〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇、申請理由は、土地登記簿の地目は田と畑なっていますが、平成 10 年以前から耕地として利用せず、現況は山林となっています。順位 2 について説明致します。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地積〇〇〇㎡、同字〇〇〇〇番、地積〇〇〇㎡、同字〇〇〇〇番、地積〇〇〇㎡、同字〇〇〇〇番、地積〇〇〇㎡、計 966 ㎡となっております。申請人は、順位 1 と同一で〇〇〇〇〇〇さん。申請理由は、土地登記簿の地目は田であるが、平成 10 年以前から耕地として利用せず、現況は、ため池、山林、原野となっています。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議 長) 次に、担当調査委員の 6 番鮫島委員から説明をお願いします。

(6 番委員) はい。6 番鮫島です。議案第 2 号、非農地証明願いについて説明致します。順位 1 と順位 2 については、申請人が同一であり、場所も近いことから一緒に説明

致します。この案件につきましては、先般6月10日午後3時00分より、鎌田委員、松原推進委員、事務局、申請者の〇〇〇〇〇さん、土地家屋調査士の〇〇さん立会の下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、資料の位置図をご覧ください。〇〇集落内に〇〇〇〇さんの旧牛舎があります。それは、現在〇〇〇〇さんの所有になっております。その近辺になります。順位1の申請理由は、土地登記簿の地目は田、畑となっておりますが、平成10年以前から耕地として利用せず現況は山林となっております。順位2についての申請理由は、土地登記簿の地目は田となっておりますが、現況は、ため池、山林、原野となっております。耕作しなくなってから24年以上経っていることから、現地で検討した結果、非農地が妥当と判断致しました。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定しました。次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の11ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。件数5件、筆数9筆、変更面積28,905㎡、契約年数10年の合意解約であります。詳細につきましては、12ページから18ページに添付してあります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)はい。

(議長)12番お願いします。

(12番委員)はい。13ページの順位5についてですが、地域振興公社との合意解約はありますが、耕作者との解約がありませんが、どういうことでしょうか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい。耕作者との契約につきましては、機構法でございまして、その機構法につきましては、県で承認されており、農業委員会での定例会で承認する必要はありませんので、記載しておりません。所有者と地域振興公社との契約につきましては、基盤強化法でございまして、それにつきましては、定例会総会にて承認の必要があります。

(12番委員)はい、わかりました。

(議長)他にありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認するこ

とにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の19ページをお開きください。承認第2号、農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和4年6月30日を公告日とする利用権設定、貸借権9件、筆数22筆、面積49,920㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたので承認を求めます。詳細については20ページから42ページに添付してあります。なお、貸借権順位9までについては、全て中間管理事業法の集積一括方式によるもので、配分計画を含む貸借になります。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いします。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(13番委員)はい。

(議長)13番お願いします。

(13番委員)はい。23ページの順位9ですが、42ページに筆ごとの金額が出ていますが、算定方法について教えてもらえないでしょうか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい。所有者と耕作者の間で決めた金額を基に、地域振興公社が1反当たりで算定した金額だと思います。

(議長)13番よろしいでしょうか。

(13番委員)はい、わかりました。

(議長)他にありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

(議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年第23回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。